補足⑦

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）新旧対照表

改正後（案）

別表

１　市長の附属機関

	附属機関名	設置目的
１ ～ １７	【略】	

【削る】

１８ ～ ２９	【略】	

【削る】

３０ ～ ６１	【略】	

【削る】

【削る】

現行

別表

１　市長の附属機関

	附属機関名	設置目的
１ ～ １７	【略】	
１８	熊本市環境活動支援事業選定審査会	熊本市環境活動支援事業補助金の交付を受ける団体を決定するため、提案された事業について審議する。
１９ ～ ３０	【略】	
３１	熊本市公共サービス民間提案監理委員会	公共サービス民間提案制度に係る対象事業の選定及び提案事業の審査を行うとともに、事業の評価等について協議する。
３２ ～ ６３	【略】	
６４	熊本市第7次総合計画中間見直し委員会	熊本市第７次総合計画の中間見直しに必要な事項を審議する。
６５	熊本市公文書の管理に関する検討委員会	公文書の管理の適正化を推進するため、本市の公文書の管理の在り方に関し、必要な

【削る】

６２ ～ ６５	【略】

【削る】

６６ ～ ７５	【略】	
７６	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項を審議する。
７７	水前寺・立田山断層調査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な技術的事項について審議する。
７８	熊本市動植物園マスタープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を協議する。
７９	熊本市河川整備計画策定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定するため、必要な事項を審議する。
８０	旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。

２　上下水道事業管理者の附属機関

【略】

３　交通事業管理者の附属機関

		事項を審議する。
６６	熊本市緑の基本計画改定委員会	熊本市緑の基本計画を改定するため、必要な事項を審議する。
６７ ～ ７０	【略】	
７１	全国都市緑化くまもとフェア基本計画検討委員会	全国都市緑化くまもとフェアの基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
７２ ～ ８１	【略】	

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

２　上下水道事業管理者の附属機関

【略】

３　交通事業管理者の附属機関

【略】

４　病院事業管理者の附属機関

【略】

５　教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
１ ～ １１	【略】	
１２	市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。
１３	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。

【略】

４　病院事業管理者の附属機関

【略】

５　教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
１ ～ １１	【略】	
【新設】		
【新設】		

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。